

令和7年 新見市指定管理者制度運用ガイドライン(第5版)改訂について

【概要版】

改訂の目的

新見市では、指定管理者が提出する事業報告書をもとに指定管理者に対する評価を行い、令和8年度から過去5年分の評価結果および収支状況等を順次公表することとしています。

このたび、評価につきましては、施設運営上の課題を把握し、サービス向上につなげることを目的とするため、公表しないこととしましたが、事業報告概要書の項目を細分化し運営状況を詳細に市民に公表するものです。

改訂箇所

- ・ガイドライン P16～18(事業報告概要書の公表)
- ・ガイドライン P25～26(各種様式)